

## 広場インクルーシブ遊具等設置工事に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

広場インクルーシブ遊具等設置工事（以下、「本工事」という。）について、専門性、技術力、企画力等を必要とする工事であることから、価格以外の技術提案の内容を評価するため、広く提案を募集する公募型プロポーザルにより候補者を特定することとし、その手続き等についてこの実施要領に定める。

### 2 業務概要

#### (1) 目的

笠間中央公園（以下、「本公園」という。）は、多くの世代や様々な人が一緒に楽しめるインクルーシブパークとして令和3年10月に開園し、大いににぎわいを見せている。

現状の課題として、想定を超える利用者により遊具が大変混雑している状況や、利用者アンケート等により遊具の増設を求める声が多いことが分かった。さらに、今年度から実施している「笠間まるごと子育て都市宣言プロジェクト」における「文化・スポーツ・都市基盤」の充実に向けた地域全体の子育て環境の向上が求められている。

そのようなことから、世代や身体能力に関わらず、すべての子どもたちが利用し楽しめる公園として、本公園にインクルーシブ遊具を追加で整備し、さらなる魅力向上・子育て環境の向上を図る。

#### (2) 業務名

5市単(都計)第21-3号 広場インクルーシブ遊具等設置工事

#### (3) 業務場所

笠間中央公園（茨城県笠間市平町1718-1）

#### (4) 業務内容

本工事は、提案を受けた上で、遊具の実施設計及び施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式の工事である。本公園に、すべての子どもが楽しめるインクルーシブ遊具及び日よけとなる植栽を設置する。

ア 木陰遊具ゾーンのトータルコーディネート

イ インクルーシブ遊具等の実施設計（詳細図面の作成、構造計算含む）

ウ インクルーシブ遊具等の製作設置工事

エ 安全施設の設置工事

オ 遊具設置に伴う基盤工事

カ 使用上の注意看板等の設置工事

キ 植栽の設置工事（木陰遊具ゾーン、エントランス広場）

※ 詳細は別紙1「発注者の要求事項」に記載のとおり。

#### (5) 工期

契約締結日の翌日から令和6年7月19日（金）まで

### 3 予算上限額

38,540,000 円（取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含む）

※ 本価格は本工事の予定価格を示すものではなく、予定価格は別途設定する。

### 4 プロポーザルの種類

#### (1) 契約方法

随意契約

※地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定に準ずる。

#### (2) 契約の相手方選定

専門性・技術力・企画力により大きく差異がでる業務であることから、技術提案の内容を評価するため、広く提案を募集する公募型プロポーザル方式（公募により企画提案を募集、その内容を審査し優秀な提案者を選定し、随意契約の相手方の候補とする手続）による。

### 5 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく笠間市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者でないこと。
- (3) 笠間市暴力団排除条例（平成23年笠間市条例第26号）第2条第1号若しくは第3号に規定する者又は次に掲げる者でないこと。
  - ア 暴力団員が事業主又は役員となっている者
  - イ 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している者
  - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
  - エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約、資材、原材料等の購入契約を締結している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
  - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者
- (4) 公告日から契約締結日までの間に、笠間市建設工事請負業者指名停止等規程に基づく指名停止又は笠間市建設工事暴力団排除対策措置要綱に基づく指名除外等の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 公告日において、令和5年度笠間市建設工事業者競争入札参加資格者名簿に登録している者であること。登録工種については、とび・土工・コンクリート工事でランクはA、B又はCとする。

- (6) 技術者及び現場代理人（常駐）を建設業法及び笠間市建設工事執行規則に従い、工事現場に配置できること。
- (7) 本店所在地（笠間市との契約を委任している支店又は営業所がある場合には、その所在地）における市区町村税に未納がないこと。

## 6 参加表明書提出

- (1) 提出期限 令和5年10月27日（金） 午後5時必着 【郵送の場合は当日消印有効】
- (2) 提出先 「16 担当部署」に同じ。
- (3) 提出方法 持参又は郵送
  - ※ 持参による提出の場合の受付時間は、祝日を除く月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までとする。
  - ※ 郵送による提出の場合は、封筒（会社名を記載してあるもの）に朱書きで「広場インクルーシブ遊具等プロポーザル参加表明書在中」と明記し、収受のトラブルを未然に防ぐため、必ず受取日及び配達されたことが証明できる書留等の方法によるものとする。

### (4) 提出書類

- ア プロポーザル参加表明書（様式1）
- イ 機密保持誓約書（様式2）
- ウ 市区町村税の納税証明書の写し

※ 納税証明書については、本店の所在地（笠間市との契約を委任している支店及び営業所がある場合はその所在地）における、証明年月日が公告日以降の市区町村税の未納のないことを証明するもの（様式のない市町村においては、当年度及び前年度分の納税証明書）を提出すること。

## 7 質問の受付及び回答

- (1) 受付期間 令和5年10月18日（水） 午後5時必着
- (2) 提出先 「16 担当部署」に同じ。
- (3) 提出方法 質問書（様式3）を電子メールにより提出すること。
  - ※ 電子メールの件名は「広場インクルーシブ遊具等プロポーザル質問書」とすること。
  - ※ 受信確認のため、電話にて提出した旨を連絡すること。
- (4) 回答日 令和5年10月23日（月）
- (5) 回答方法 質問に対する回答は、一括して笠間市ホームページにて公開する。
  - ※ 個別回答は行わない。

## 8 提案書等の提出

(1) 提出期限 令和5年11月10日(金) 午後5時 【郵送の場合は当日消印有効】

(2) 提出先 「16 担当部署」に同じ。

(3) 提出方法 持参又は郵送

※ 持参による提出の場合の受付時間は、祝日を除く月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までとする。

※ 郵送による提出の場合は、梱包した外側に朱書きで「広場インクルーシブ遊具等プロポーザル提案書在中」と明記し、收受のトラブルを未然に防ぐため、必ず受取日及び配達されたことが証明できる書留等の方法によるものとする。

(4) 提出書類

ア 企画提案書(様式4)

※ 提案数は1社につき1案に限る。

イ 提案目的物の概要図(完成予想イラストA3サイズ)

ウ 製品の概略寸法、材質が判る三面図(平面、立面、側面図)

エ インクルーシブに配慮した事項の説明書

オ その他必要に応じて補足説明資料

※ 完成予想イラストは誇大な表現を避け、より現実に近い表現とすること。

※ 三面図は、遊具の高さ等の規格を提案目的物全てについて明示すること。

※ 図面はA3片面印刷(縮尺1/100程度)とし、A4サイズに製本して提出すること。

※ 会社名等が判別できる表現、ロゴ等は一切記載しないこと。

カ 工事費内訳書(様式5)

※ 工事費及び内訳が判る程度とする。

※ 別途参考資料として、完成後15年間に掛かる維持管理費用の説明資料(任意様式)を提出すること。

キ 計画工程表(任意様式)

※ 設計～製造～施工を記載すること。

※ A3片面印刷とし、A4サイズに製本して提出すること。

(5) 提出部数

・提案書正本(アからキを左上で綴ったもの)【会社名記載あり押印あり】 1部

・提案書副本(アからキを左上で綴ったもの)【会社名記載なし押印なし】 1部

・提案書副本電子データ(PDF形式)

※ 副本は審査に用いるため、全ての書類において会社名等の特定できる記載及び押印は一切行わないこと。

※ 電子データはCD-Rで提出すること。

(6) 現地視察

現地視察が必要な場合は、「16 担当部署」に申し出ること。

## 9 審査方法等

- (1) 審査方法 審査委員会においてプレゼンテーションを実施し、審査する。また、参加表明者が提出した提案書について、市内障害福祉サービス事業所へのアンケート調査を行い、発注者が設定した投票方法により投票する。
- (2) プレゼンテーション  
及び審査日 令和5年11月27日(月) 予定
- (3) 会場等 時間及び会場等は、提案者に対して別途通知する。
- (4) 審査基準 別紙2「提案書評価基準」に基づき評価を行う。

## 10 選定及び審査結果の通知・公表

- (1) 審査委員会において、委員の評価及び市内障害福祉サービス事業所のアンケート結果を踏まえ、評価された点数を基に、総合評価点の高い順に順位を決定し、最高得点の提案者を契約候補者とし、第2位を次点候補者とする。  
審査の結果、合計総得点が同点だった場合は、工事費内訳書の金額の低い提案者を上位の契約候補者とする。  
なお、プロポーザル参加者が1社のみである場合は、アンケート調査は実施しない。
- (2) 審査結果については、提案者に書面で通知するとともに、笠間市ホームページに掲載する。  
・公表事項（契約候補者及び提案者総数）

## 11 契約候補者の決定方法

- (1) 「10 選定及び審査結果の通知・公表」において特定した契約候補者から見積書を徴し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。
- (2) 契約はプロポーザルの内容・価格等に準拠して、締結されるものとする。
- (3) 契約候補者との契約が成立しない場合は、次点候補者から見積書を徴する。
- (4) 審査委員による評価点が70点未満となった場合、または0点の評価項目があった場合は、契約候補者とししない。

## 12 日程

- |                  |                  |
|------------------|------------------|
| (1) 公告           | 令和5年10月10日(火)    |
| (2) 質問受付期間       | 令和5年10月18日(水)    |
| (3) 質問回答         | 令和5年10月23日(月)    |
| (4) 参加表明書提出      | 令和5年10月27日(金)    |
| (5) 提案書提出        | 令和5年11月10日(金)    |
| (6) プレゼンテーション・審査 | 令和5年11月27日(月) 予定 |
| (7) 結果通知         | 令和5年11月下旬予定      |
| (8) 契約締結         | 令和5年12月上旬予定      |

### 1 3 著作権及び提出書類等の取扱い

#### (1) 著作権

提出された企画提案書並びに、提案目的物の概要図及び構造図は、提案者に帰属するものとする。なお、第三者に帰属する著作権（既存公知のキャラクター等）の使用の責は、使用した提案者に全て帰するものとする。

#### (2) 企画提案書類等

市は、本プロポーザルに関する公表、展示及びその他市が必要と認めるときは、提案者の承諾を得ずに企画提案書並びに、提案目的物の概要図及び構造図を無償で使用できるものとする。

### 1 4 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案は失格とする。

- (1) 提案書の提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの。
- (3) 提案書等提出期限後に工事内訳書の金額に訂正を行ったもの。
- (4) ヒアリング等に出席しなかったもの。
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの。
- (6) 参考見積書の金額が、「3 予算上限額」を超過したもの。
- (7) その他失格とするに足る事実が明らかになった場合。

### 1 5 その他留意事項

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出書類等の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (5) 参加表明書又は提案書の提出後、参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式6）により、「16 担当部署」へ通知すること。
- (6) 本プロポーザルにおいて知り得た笠間市の事業等の内容については、守秘義務を課すものとする。また、提案が終了した後は、コピーを含めて責任をもって廃棄すること。
- (7) 本プロポーザルの関係者に対して、提案期間において、本プロポーザルの内容及び関連することについての接触を禁止する。

16 担当部署（提出及び問合せ先）

- (1) 住 所 〒309-1792 茨城県笠間市中央三丁目2番1号
- (2) 担当者 笠間市 都市建設部 都市計画課 担当 中口
- (3) 電 話 0296-77-1101（内線588）
- (4) 電子メール toshi@city.kasama.lg.jp